



② 鉄鋼業について

産業のうち鉄鋼業界は極めて少数の事業所でありながら日本の排出量の約15%（うち、17の高炉による製鉄所からの排出量分が13%。）程度を占める巨大排出源である（電力配分後の排出量で家庭を上回る量）。ここでの削減対策は日本の今後の排出を大きく左右する。

鉄鋼業の自主計画は、もともと生産量が10%減ることからエネルギーも10%減るが原単位改善はしない、というものであった。現在、エネルギー原単位は6%改善したものの生産量が減少せず、排出総量は目標を約600万トン上回っている。今後の対策強化がなければ、生産量がこのまま推移すれば2008-12年においても毎年排出量が目標を600万トン上回る可能性が高い。

- ③ 「設定された目標を現時点において既に超過達成している業種」に「より高い目標の設定」（9頁5行目）を求めるのは適切であるが、その対象業種の記載（10頁5行目）は網羅されていない。現時点で3年以上にわたって設定目標を超過している下記15業種を対象とすべきである。これらの業界では、目標自体が甘いところが目立つ。例えば総量目標業種については生産量あたりのエネルギー原単位やCO₂原単位が悪化するところが過半であること、原単位目標の業種については省エネ法努力目標に満たないところが大部分で、かつ生産指標に一般的でなくしかも外部検証が難しいものを選んでる業種もある。

3年以上目標達成中の業界計画

(経産省所管で15業界、経団連計画参加は10業界)

	指標	達成年数	原単位計算に使う生産量指標など	90年比削減率	同旧目標	備考
自動車	CO ₂ 総量	8年連続		10%		(生産台数は2割以上減)
石灰	エネルギー総量	9年連続		6%		
染色	エネルギー総量	3年連続		35%	32%	(生産量は半減)
	CO ₂ 総量			40%	37%	
板硝子	エネルギー総量	4年連続		15%		(生産量は24%減)
衛生設備	CO ₂ 総量	8年連続		20%		
ガラスびん	エネルギー総量	9年連続		35%	12.6%	(生産量は4割減)
	CO ₂ 総量			40%	21.5%	
電線	電線：エネルギー総量	9年連続		20%	0%	(生産量は23%減)
	光ファイバー：エネルギー原単位			75%	35%	
化学	エネルギー原単位(生産指数当たり)	3年連続	生産指数	10%		生産指数の内容不明。
石油	エネルギー原単位(換算通油量あたり)	7年連続	換算通油量	10%		換算通油量の内容不明。原油処理量あたりでは大幅な原単位悪化
セメント	エネルギー原単位	4年連続	生産量	3%		
アルミ	エネルギー原単位(矯正圧延量あたり)	4年連続	矯正圧延量	10%		
電機電子	CO ₂ 原単位(実質生産高あたり)	6年連続	実質生産高	25%		生産高(名目)あたりでは大幅な原単位悪化
チェーンストア	エネルギー原単位(床面積×営業時間あたり)	4年連続	床面積×営業時間	2%	0%	96年比 床面積あたりでは大幅悪化
		8年連続		20%	0%	
		9年連続		3%	0%	
コンビニ						90年レベルから改善なし。床面積あたりでは大幅悪化
百貨店						

下線は目標引き上げ。黄地は生産量減を下回る総量削減目標、橙地は省エネ法目標を下回る原単位目標。

⑤ また、いまだ原単位目標だけの業種は総量目標を加えるべきであり、総量目標だけのところは原単位目標を加えるべきである。

ちなみに、既に目標を達成している業種は、総量による目標で生産量が減少している業種か、原単位による目標で生産量が増加している業種であって、目標達成業種の大半はむしろ目標設定自体が低い実態がある。経団連自主行動計画の限界を示す例であり、少なくとも、自主行動計画の協定化や削減計画書と報告の義務化など目標達成を担保する措置が必要である。

総量目標と原単位目標

生産減の業界は
総量目標が多い
しかも原単位悪化のところが多し

		生産増・活動量増	増減5%以内	生産減
総量目標	原単位向上	衛生設備、自動車車体	石灰	自動車(生産台数は増)、石灰 石炭業
	原単位一定		鉄鋼	
	原単位悪化			板硝子、染色、ガラス容器、電線(メタル)、産業機械、産業車両
原単位目標	総量増	電力、石油、非鉄精錬、石油鋳業、化学、製紙、アルミ、電線(光ファイバー)、電機電子、ペーリリング、建設機械、百貨店、チェーンストア、コンビニ	伸銅	
	総量減			セメント
両方の目標		ガス、ゴム、自動車部品	工作機械	

黄地は原単位悪化となる総量削減目標
橙地は総量増加となる原単位目標

生産増の業界は
原単位目標が多い

⑥ 産業部門における削減上乗せの可能性

産業部門（製造業）においては、現状の自主行動計画の目標から、より高い目標の設定を行うことや、原単位目標だけの業種は総量目標を加え、総量目標だけの業種は原単位目標を加えるなど目標の適正化を行うことで実質的に目標が強化され、省エネや燃料転換が進み現行対策よりも上乗せで削減が進むことになる。また、自主行動計画の協定化や削減計画書と報告の義務化など目標達成を担保する措置の導入なども、事業者に行動を促すことになる。現時点では目標強化の程度は未定であるが、目標達成計画における産業部門の削減は8:6%であり、少なくともこれらの措置で部門排出量の3%程度の削減を想定することで、約1300万トンの上乗せを見込むことができる。

【個別的修正を求める意見】

- ア 8頁 発電所と大規模排出工場についての見直し・強化（C&T型排出量取引の導入や、政府との協定化、削減計画書の提出義務化など）を第1に記載すべき。
- イ 9頁14行 経団連自主行動計画の産業・エネルギー転換部門の35業種につき、排出総量目標を持たない業種の総量目標化を第1にし、対象業種を明記すべきである。
対象業種：電力、石油、非鉄精錬、石油鉱業、化学、製紙、アルミ、電線（光ファイバー）、伸銅、電機電子、ベアリング、建設機械、百貨店、チェーンストア、コンビニエンスストア、DIY、ドラッグストア
- ウ 目標引き上げ業種に、「3年以上目標達成している業種のすべて」と「省エネ法努力目標を1990-2005年の間に達成していない業種および石炭消費量が化石燃料の1割を超える業種」を加えるべき。

(3) 算定・報告・公表制度について

現行の地球温暖化対策推進法における排出量の算定・報告・公表制度については、燃料別、電気の種類の使用量が不明であり、燃料転換の実績を評価することができない。省エネ法による定期報告の第1表情報は情報公開法に基づき裁判所は開示を命じる判決をしており、現行制度の改定に取り組むべきである。

また、事業者の請求によって合算による報告を容認する仕組みであり、公表されるのは一部についてだけである。「排出実態の可視化」は対策の評価や国民の事業者に対する評価の基礎となる情報である。

電気事業者が取得した京都メカニズムクレジットを算定・報告・公表制度において電気事業者毎のCO₂排出係数に反映させるべきでない。少なくとも、国内の排出実態を経年的に検討できるために、クレジットを算入した場合としない場合とあわせて報告し、比較できるものとすべきである。

【個別的修正を求める意見】

- ア 10頁14行目 自主的取組の促進へのインセンティブの前に、「事業者の取組を社会的に

適正に評価し、」を加える。

- イ 現行地球温暖化対策推進法の事業者の権利保護規定を情報公開法と同一の制度に変更し、燃料別使用量を報告するなど早期に改定することを追加する。
- ウ 電力排出係数への京都メカニズムクレジットの反映については上記のとおり。

(5) 「地域の取組の強化」について

排出の拠点や地域であり、ポリシーミックスの成果が反映されるのも地域においてである。地域での取組は、自治体、事業者、市民・消費者が連携して、分野横断的に相乗的効果をもって行われることが可能であり、そこに意義がある。

【個別的修正を求める意見】

交通政策や消費者対応だけでなく、大規模排出事業所の削減計画とそのフォローアップも、事業所がある自治体が直接、関与することで地域の諸条件にあった指導助言や他の事業所との比較検討を行うことができる。大規模排出事業所に対する東京都などの施策や市民・消費者と事業者とをつなぐ先進的自治体の取組は、速やかに全国の自治体と政府の連携のもとに取り組まれるべきものであり、政府は税・財政上の支援が求められる。

(6) 住宅・建築物対策について

自主行動計画の中で、「建築物の省エネ性能の向上」は2550万トンが見込まれている民生部門最大の対策である。中間報告（素案）では「② 対策効果が見込まれる」との評価がなされているが、達成の下位見通しでもこれまでのトレンドを大きく上回っており、現状の対策のままでは予定された対策効果は見込み得ず、1267万トン不足する。

